

公の施設における使用料等の考え方



上田市

令和6年1月

目次

1	趣旨	1
2	基本的な考え方	2
(1)	負担の公平性の確保	2
(2)	算定方法の統一化	2
(3)	定期的な見直し	2
(4)	効果的・効率的な施設運営	2
3	対象とする料金	3
4	料金の算定方法	4
(1)	基本的な算定方法	4
(2)	算定の対象とする経費	5
ア	管理コストに含める経費	5
イ	管理コストに含めない経費	6
(3)	利用者の負担割合	7
ア	施設の分類と利用者負担割合	7
イ	施設別の利用者負担割合	7
(4)	料金の算定方法	8
ア	会議室などの一定の区画を貸し出す施設	8
イ	不特定多数の個人が同時に利用する施設	8
(5)	その他の設定	8
ア	同種・類似のサービスを提供する施設の料金	8
イ	市民以外の料金	8
ウ	営利目的利用	8
エ	曜日・時間による加算	9
オ	空調・照明・附属器具の料金	9
5	定期的な見直し	10
(1)	見直しの時期	10
(2)	改訂の幅（上限・下限の設定）	10
(3)	料金の単位	10
(4)	消費税の取扱い	10
(5)	市民への周知	10
6	減額・免除	11
(1)	基本的な考え方	11
(2)	適正な運用	11
(3)	統一的な基準	12
(4)	施設ごとの基準	13
(5)	空調・照明・附属器具の料金	14
(6)	その他	14
ア	指定管理者制度導入施設での取扱い	14
イ	適用時期	14
7	検討経過等	15
	使用料等の減免（市長が特に必要と認めるもの）適用チェックシート	16

1 趣旨

市は、「公共施設マネジメント基本方針」に基づいて、施設を適切に維持管理し、必要なサービス提供を継続していくことを目指しています。

公の施設※¹（以下「施設」という。）の維持やサービスの提供に要する費用は、施設の利用者が負担する使用料※²・利用料金※³（以下「料金」という。）と、税金（市費）により賄われており、その料金は市内外の類似施設を参考に設定してきました。

しかし、平成18年3月6日の市町村合併による「新上田市」の発足以降、統一した基準による料金の見直しを行っておらず、施設ごとの水準に差が生じています。また、見直しを行っていないことから、維持管理経費の増減など社会経済情勢の変化が反映されておらず、利用者が負担する料金と、市費負担の割合に不均衡が生じています。

この『公の施設における使用料等の考え方』（以下「基本方針」という。）は、統一した料金算定の基本的な考え方などを定めるとともに、定期的に料金を見直し、社会経済情勢の変化に的確に対応した料金設定とすることを目的としています。

※1 「公の施設」

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第244条）

※2 「使用料」

地自法第225条に基づく許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収することができるもの

※3 「利用料金」

地自法第244条の2第8項に基づき、指定管理者の収入として収受させている公の施設の利用に係る料金

2 基本的な考え方

(1) 負担の公平性の確保

施設の維持やサービスの提供に要する費用は、原則として利用者が負担するという考え方に基づき、利用者に施設の公益性の度合いに応じた適正な負担をしていただくことで、利用者が負担する料金と市費負担の公平性を確保します。

(2) 算定方法の統一化

施設の料金の算定方法は、市民や利用者にわかりやすく、また、透明性を確保し、施設により不平等が生じないように、共通の算定式を用います。

算定の基礎となる施設の維持管理費は、それぞれの施設に係る経費を用います。

(3) 定期的な見直し

利用者が負担する割合を適正に維持するため、社会経済情勢の変化や施設の維持管理経費が適時に反映されるよう、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。また、基本方針についても、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

(4) 効果的・効率的な施設運営

施設の運営にあたっては、公民連携の取組や経費節減、利用者・利用率の増加策などを積極的に検討・導入し、効果的で効率的な運営に努めます。

業務の見直しなどによる経費の節減は、料金の低減につながります。

利用者数の増加や利用率の向上は、施設の有効活用はもとより、料金収入が増加することで、市費負担の縮減につながります。

3 対象とする料金

基本方針の対象となる料金は、原則すべての料金とします。

ただし、国等から算定基準や単価が示されているものは、法令等に準じて見直しを行うこととし、基本方針の対象としません。

【対象外とする施設の例】

保育所、幼稚園、児童クラブ、学童保育所、母子福祉施設、障がい者福祉施設、
デイサービスセンター、都市公園、公営住宅、病院

また、民業圧迫の恐れがあるものや、他自治体の類似する施設と同じ算定方法を適用すべきもの、政策的な判断により基本方針を適用し難いものなどは、基本方針の算定方法を適用せず、個別に料金を設定できることとしますが、見直しの時期は基本方針に沿うものとします。

【料金の算定方法を適用しない施設の例】

公営駐車場、宿泊施設、博物館、美術館、文化ホール、福祉住宅、霊園、
森林公園、污水处理施設

4 料金の算定方法

施設の料金の算定方法は、市民や利用者にわかりやすく、また、施設により不平等が生じないように、共通の算定式を用いることとします。

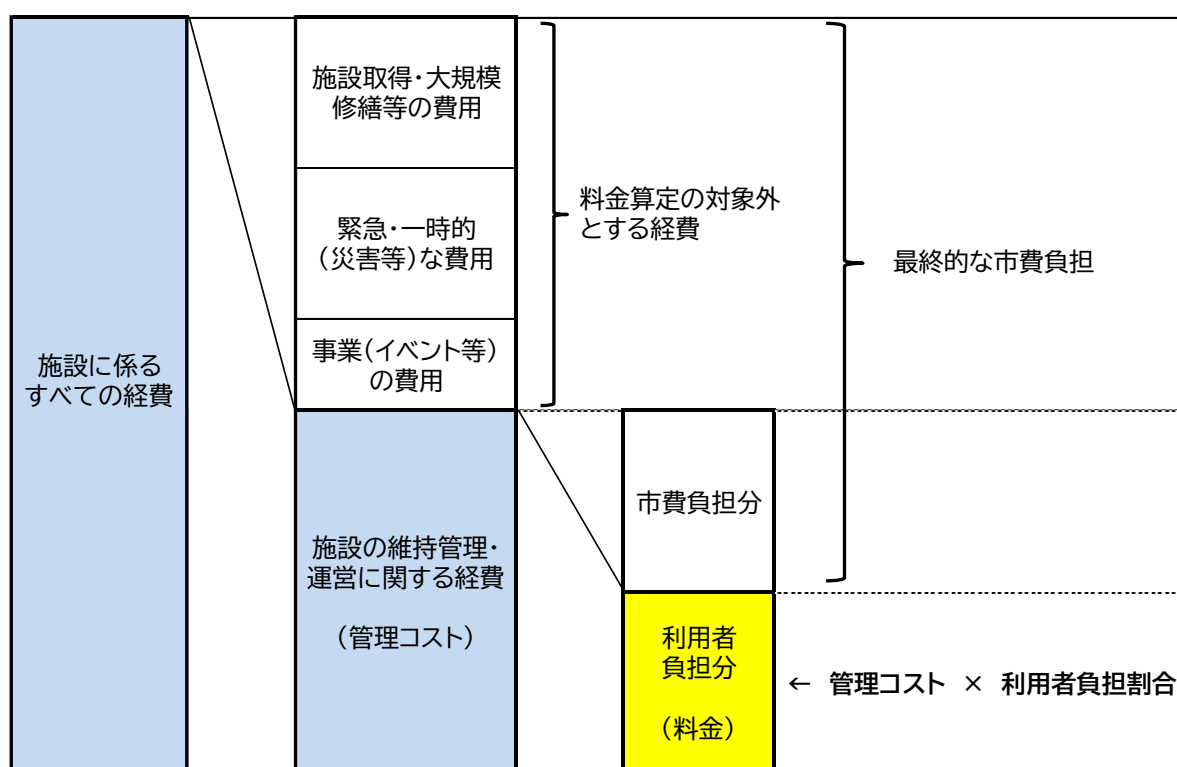
(1) 基本的な算定方法

施設に係る経費のうち、統一的な基準で算定した金額を利用者が負担すべき「**管理コスト**」と定め、提供するサービスの性質により分類した「**利用者負担割合**」を管理コストに乘じることで得た金額を料金の目安とします。

基本算定式

$$\text{料金の目安} = \text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合}$$

料金算定のイメージ



(2) 算定の対象とする経費

施設に係る経費を、算定の対象とする管理コストとそれ以外に区分し、施設ごとの管理コストを算出します。

ア 管理コストに含める経費

管理コストに含める費用は、施設の維持管理とサービスの提供に要する「人件費」、「物件費」、「維持補修費」及び「指定管理業務に係る経費」とし、直近5年間の決算額の平均を利用します。

項 目		内 容
人件費		・ 人件費＝人件費単価×職員数 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員それぞれの平均給与額を用います。 ・ 対象は、行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費（直接人件費）とします。 ・ 期末、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等は含みますが、退職手当は除きます。
物件費	報償費	・ 施設の管理運営に関する委員会等の委員謝礼 指導員謝礼等
	需用費	・ 消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	・ 電話料、点検手数料等、火災保険料、建物保険料等
	委託料	・ 施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	・ 建物借上料、機器借上料、受信料等
	備品購入費	・ 事務用機器、器具等備品の購入費
	負担金	・ 事業、運営負担金等
	その他	・ 当該施設の管理運営に要する経費
維持補修費		・ 施設や設備の修繕料、工事請負費等
指定管理業務に係る経費		・ 指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費

イ 管理コストに含めない経費

以下の経費は、管理コストに含めないものとします。

管理コストに含めない経費	理 由
施設の取得（用地取得費、建物建設費、償還利子等）、大規模修繕等※4に係る経費	市の施策として行政目的をもって建設されたものであり、誰もが利用することができる「市民全体の財産」であるため
自然災害、火災、事故等の特殊事情による経費	自然災害、火災、事故等の特殊事情による経費は、一時的、臨時的なもので、本来のサービス提供に要する経費とは異なるため
施設で実施されるイベント等事業に係る経費	イベント等事業に係る経費は、原則として、事業の参加者が負担すべきものであるため

※4 「大規模修繕」

建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕、模様替えをいいます。（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号及び第 15 号）

具体的には、6 本の柱のうち 4 本を修繕すれば大規模修繕、瓦葺の屋根を全面金属板葺きに変更する行為は、大規模模様替となります。

(3) 利用者の負担割合

ア 施設の分類と利用者負担割合

公の施設は、その性質が多様であるため、施設の性質に応じて「公益性」と「私益性・市場性」の度合いで分類し、利用者が負担する割合（利用者負担）と税金により負担する割合（市費負担）を設定します。

度合い	分 類	負担割合	説 明
【公益的】  【私益的・市場的】	【A】	全額市費負担 （市費負担 100% 利用者負担 0%）	日常生活や年齢の各段階において、ほとんどの人に必要とされるものの、民間では提供され難く、行政が主に提供するサービス
	【B】	利用者と市費で負担を折半 （市費負担 50% 利用者負担 50%）	社会教育や体育施設など、市が公益的な目的から提供するサービスであるが、利用者が限定されるなど公益・私益の両方の性質を併せ持つサービス
	【C】	全額利用者負担 （市費負担 0% 利用者負担 100%）	生活や余暇をより便利で快適にするためのもので、収益性がある程度あり、民間において、同種・同業のサービスが提供されている（提供が可能な）サービス

イ 施設別の利用者負担割合

分 類	施 設
【A】 市 費 負 担 100% 利用者負担 0%	高齢者・老人福祉センター、同和対策共同作業所、同和対策農業近代化施設、リサイクル施設、農村広場等、図書館、子育て支援施設、児童館、児童センター、保健センター
【B】 市 費 負 担 50% 利用者負担 50%	福祉センター、市民センター、同和地区集会所、解放会館、保健センター（調理実習室等）、生産販売施設等、森林公園、森林センター、情報センター、商工業振興施設、勤労者福祉施設、地域振興施設（会議室等）、生涯学習センター、公民館、体育施設
【C】 市 費 負 担 0% 利用者負担 100%	温泉施設、レクリエーション施設、地域振興施設

(4) 料金の算定方法

ア 会議室など一定の区画を貸し出す施設

会議室など一定の区画を貸し出す施設では、管理コスト、面積、時間、利用者負担割合を基に1室（区画）あたりの料金を算定します。

$$\text{管理コスト} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間開館時間} = \text{1㎡当たりの時間コスト①}$$

$$\text{①} \times \text{貸出面積(室面積)} \times \text{貸出設定時間} = \text{1室(区画)当たりのコスト②}$$

$$\text{②} \times \text{利用者負担割合} = \text{1室(区画)当たりの料金}$$

※ 「年間開館時間」は、通常どおりに開館した場合の時間とします。

※ 「貸出総面積」は、利用者が占有する面積であり、他の利用者や市民で共有する玄関ホールやトイレ等の面積は含めません。

イ 不特定多数の個人が同時に利用する施設

温泉施設など不特定多数の個人が同時に利用する施設では、管理コスト、収入額、利用者負担割合を基に1人当たりの料金を算出します。

$$\text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合} = \text{本来の料金収入額①}$$

$$\text{①} \div \text{料金収入額(直近5年平均)} = \text{倍率②}$$

$$\text{現在の料金} \times \text{②} = \text{1人当たりの料金}$$

(5) その他の設定

ア 同種・類似のサービスを提供する施設の料金

同種・類似のサービスを提供する施設で、料金の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化し算出できるものとします。

イ 市民以外の料金

公の施設は、市民の財産であり、管理運営経費には税金も充てられていることから、市民以外の利用によって市民の利用に支障が生じる場合や、市民以外の利用が特に多い場合は、料金に差を設けることができるものとします。

ウ 営利目的利用

営利目的の利用の場合は、民間の動向を踏まえた料金を設定できるものとします。また、イで定める市民以外の料金に加算できるものとします。

エ 曜日・時間による加算

(4)の算定方法では、曜日や時間による施設の管理コストの違いを加味しないため、利用の実態等を勘案し、曜日や時間により料金に差を設けることができるものとし、ます。

オ 空調・照明・附属器具の料金

空調・照明の料金は、使用により電気料金や燃料費が発生することから、実費相当分とします。

附属器具の料金は、器具の老朽度や使用状況等を考慮する必要があるため、統一的な基準の策定は困難であるため、個別に料金を設定できるとし、料金の見直しを随時行います。

5 定期的な見直し

(1) 見直しの時期

利用者が負担する割合を適正に維持するため、社会経済情勢の変化や施設の維持管理経費が適時に反映されるよう、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。

なお、指定管理者制度の導入施設については、指定管理者の経営努力による業務合理化等を阻害する可能性があるため、原則として、指定期間中における料金の改正は行わないこととし、次期の指定管理者を募集するタイミングに合わせて行うものとします。

ただし、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などはこの限りではありません。

(2) 改定の幅（上限・下限の設定）

改定する料金は、急激な価格の変動を防止するため、改定前の1.3倍の範囲内に収まるよう設定します。

(3) 料金の単位

利用者の利便性及び窓口での料金取扱事務を勘案し、算出した料金は原則として50円単位で調整します。

(4) 消費税の取扱い

消費税率の変動は管理コストに影響を与えることから、消費税率が改定される際は料金の見直しを行います。

(5) 市民への周知

料金を改定する際は、経費や利用者負担割合などの考え方を広く周知するとともに、十分な周知期間を設定することとします。

6 減額・免除

料金の減額又は免除（以下「減免」という。）は、政策的な特例措置として、経済的・社会的弱者や公益的な活動を行う団体の施設利用の促進や利便性の向上等のために実施しています。

(1) 基本的な考え方

減免は、施設の設置目的及び性質と、「市の主催や共催」の場合の公益性をもとにした基準を踏まえて判断することとし、減免率は100%と50%の2種類とします。

また、減免の対象を条例や規則において明記します。

なお、減免は、施設使用の対価である料金を政策的に減額・免除するものであり、その適用にあたっては真に必要なものに限定します。

(2) 適正な運用

減免は、原則として施設利用者からの申請に基づき、その都度決定します。

公平性・公正性を損なわないよう、利用者が減免の適用を申請した場合は、減免の基準を満たしているかどうかについて、客観的に証明できる身分証明書や資格の有無等の確認を徹底するなどして、適正に運用します。利用者が減免の基準を満たしているか確認できない場合は、料金を減免しないこととします。

(3) 統一的な基準

原則として以下の表を統一的な基準とします。

区分	利用団体・利用内容	減免率	備考
1	市(市教育委員会・市が設置する附属機関等含む)及び市議会が主催・共催、委託する事業	100%	後援・協賛は減免の対象外
2	公共団体(県・広域連合等)が主催・共催、委託する事業	100%	・後援・協賛は減免の対象外 ・国が市の施設等を利用するときは、地方財政法第24条の規定により、原則料金を徴収することとなっている
3	当該施設の管理運営団体(指定管理者等)が施設の管理運営目的で利用する場合	100%	
4	市内の保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校、特別支援学校及び学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	100%	幼児・児童・生徒等を対象に教育・保育活動(授業、行事、部活動の一環)として使用を行うための利用に限る
	上記以外の学校で、学校教育法に規定する学校及びこれに準ずる学校、学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	50%	
5	その他市長が必要と認める場合※5	100% 又は 50%	

※5 「市長が必要と認める場合」

「市長が必要と認める場合」の減免は、条例や規則で例外規定として定められている減免の中でも、さらに例外的に減免するものであるため、公平・公正な観点で判断する必要がある、運用の際は減免理由及び金額を明確にしたうえで、文書で承認を得ることとします。

別紙「チェックシート」(16頁)等による確認をもとに、減免の可否を判断します。

(4) 施設ごとの基準

施設の目的と性質に応じ、(3)の統一的な減免基準に加えて、施設ごとに減免の基準を定めることができることとします。

施設ごとの基準は、以下の表を標準として、大きく逸脱することのない範囲で施設ごとに決定するものとします。

利 用 者 ・ 利 用 内 容		減免率
(例)	一定区画(会議室等)を貸し出す施設で、市内に所在する公共的団体等※ ⁶ が、目的に沿った施設で公益的な活動※ ⁷ をする場合	100%
	市内の自治会・地縁団体が地域振興目的で使用する場合	
	市内の福祉団体(社会福祉協議会等)が、社会福祉目的で社会福祉施設を使用する場合	
	市内の観光協会・商工会等が産業振興目的で産業振興施設を使用する場合	
	市内のスポーツ協会等が参加者を公募して行う事業でスポーツ施設を使用する場合	
	市内の団体で、教育委員会が認定する文化団体・社会教育関係団体が生涯学習などの社会教育活動で社会教育施設を使用する場合	
一定区画(会議室等)を貸し出す施設で、市内に所在する公共的団体等が上記以外の活動をする場合		50%
(例)	個人が同時に利用する施設で、利用促進を図る場合	100% 又は 50%
	未就学児、小中学生が利用する場合	
	障がい者が使用する場合	

※6 「公共的団体等」

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でもよく、また法人でなくてもよいとされています。(行政実例 S24.1.13 S34.12.16)

※7 「公益的な活動」

個人の利益(私益)や特定のグループだけの利益(共益)ではなく、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの(上田市自治基本条例逐条解説)で、政治や宗教、公序良俗に反する活動を除きます。

(5) 空調・照明・附属器具の料金

空調・照明・附属器具の料金は、使用する場合と使用しない場合の料金の公平性を確保するため、原則減免しないこととします。

ただし、市長が特別な理由があると認める場合には施設の利用実態等を踏まえて減免の判断を行うこととします。

(6) その他

ア 指定管理者制度導入施設での取扱い

減免は、政策的な特例措置として実施するものであるため、指定管理者制度導入施設においても、基本方針に沿った取扱いとします。

ただし、事前に市の許可を得た場合は、指定管理者が独自の裁量で減免を行うことができることとします。

イ 適用時期

減免に関する基本方針の内容は、策定の日から３年後を目途に適用することとします。

適用に向けて、利用者及び利用関係団体への周知を十分に行うこととします。

7 検討経過等

日 付	内 容
令和 2 年 2 月	上田市行財政改革推進委員会(以下「委員会」)において、基本方針(素案)の概要を説明。
令和 4 年 11 月	委員会において、基本方針(案)を協議。
令和 4 年 12 月	基本方針(案)のパブリックコメントを実施。
令和 5 年 1 月	委員会において、パブリックコメントの意見を踏まえた基本方針(案)の見直し内容を協議。
	公民館館長会において、基本方針(案)を協議。公民館職員及び行政管理課職員による受益者負担検討プロジェクトチームを設置。
令和 5 年 3 月	上田市議会総務文教委員会において、議題外として基本方針(案)を説明。
令和 5 年 7 月	市内9つの公民館を会場に、基本方針(案)の市民説明会を開催。
令和 5 年 9 月 ～ 10 月	令和5年9月上田市議会定例会において、「上田市公民館使用料の受益者負担のあり方に関する陳情」が不採択となる。
令和 5 年 10 月	委員会において、市民説明会の結果を踏まえた基本方針(案)の見直し内容を協議。
令和 5 年 11 月	上田市議会全員協議会において、基本方針(成案)を説明。
令和 5 年 11 月 ～ 12 月	令和5年12月上田市議会定例会において、「上田市使用料等算定に係る利用料・使用料の負担を従来どおりにする事を求める陳情」が不採択となる。

使用料等の減免(市長が必要と認めるもの)適用チェックシート

減免申請者 _____

使用施設 _____

チェック項目を確認した結果を✓で記入

No.	チェック項目	確認結果	
		該当する	該当しない
1	減免申請に必要な書類(事業計画書やパンフレット等)は提出されている		
2	当該事業・催しの目的・内容は公益性がある		
3	当該事業・催しの主催者は、公益に資する団体である		
4	当該事業・催しについて、主催者が使用料等の減免を受ける(財政的支援などの)必要性がある		
5	特定の政党の利害に関する政治活動や特定の候補者を支持する団体(これを反対する団体を含む)ではない		
6	特定の宗教を支持し、支援する宗教活動を行う団体(これを反対する団体を含む)ではない		
7	営利を目的とした事業を行う団体ではない		

減免の判断基準	減免の可否
上記確認結果を総合的に考慮して公益性の観点から減免する「必要がある」「ふさわしい」と認められる場合のみ減免が可能	

- ・ 1～7のチェック項目の確認結果に基づき減免の可否を判断
- ・ 減免の可否の欄に減免できる場合は可、減免できない場合は否と記入